

第5回会議(H22. 6. 24)への意見

専門委員 久保 潔

(一) 性犯罪被害者の証拠保全について

性犯罪被害への告訴期間の制限が撤廃されたのは、性犯罪被害者の微妙な立場や精神的ショック、気持ちの整理を行う時間等に配慮したものであり、被害の潜在化を防ぐ上で一定の意味があった。

同時に、被害者が告訴を決断するまでの間、証拠を保全し、捜査開始に万全を期すことは、この制度の実効を確保するためにも欠かせない。

被害の未届け者の証拠保全には、医療機関の全面的な協力が不可欠であるが、医療機関側の負担も小さくない。厚生労働省の指摘のように、証拠保全について具体的な基準や取り決めがないまま、協力を求めるのは困難である。関係省庁間で検討の場を早期に設け、捜査当局側が、捜査・事件処理に必要な証拠や記録の範囲、保全のノウハウ等を具体的に示し、医療機関側の事情や意見を聞く等、制度構築に向けた話し合いを開始していただきたい。その際には、性犯罪被害の潜在化が深刻な現状を踏まえ、各省庁連携のもと、制度実現に向けて知恵を絞る前向きの姿勢を望みたい。

<男女共同参画会議の検討を踏まえた計画案文>について

(一) 要望136～140に基づき、「ワンストップ支援センターの設置促進」を明確にしたことは評価したい。ただ、そのために掲げた施策は、警察庁のモデル事業を除いて、手引きの作成、啓発、情報提供等にとどまり、具体性に欠ける。「設置を促進する」主体はどこか、どんな手順、方法で促進するのか、その中で国の役割をどう位置付けるのか等、さらに具体的な検討と記述を求めたい。

(二) 被害申告のない隠れた性暴力被害者（要望143～145）等に対する支援について具体的に言及したこと、さらに内閣府の「男女間の暴力に関する調査」の中で、潜在化している性犯罪被害の実態調査を行うとしたことは、大きな前進である。

その一方、申告のない性暴力被害者の立場は複雑で、被害者側からの接触にいついかなる場合にも対応できる「待ちの体制」が求められる場合もある。その点で、男女共同参画会議の報告案が「施策の基本的方向と具体的な取組」の中で「被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止する」とし、各関係機関の相談窓口の電話番号の全国統一化や24時間ホットラインの整備を提唱した点は、大変参考になる。検討に値する提言と思われる。

以上

被害者参加人等に対して旅費等を支給する方法について

松村 恒夫

被害者の公訴参加が始まり、1年3ヶ月の間に約700人の被害者等が参加を申し出たことは、本来の参加することが出来る被害者等の数から言えば、少ないように感じる。公訴参加するためには、時間を取りないという理由以外では旅費がかかることから断念した被害者等が多いのではないかと思う。

被害者参加裁判を経験した弁護士からは次のような事を聞いている。

「確かに被害者の参加は義務では無いが、被害者が参加し、被告人に被害者の口から質問したことにより、被告人の主張の嘘や矛盾を明らかに出来た事例が多くあった。又被害者が在廷することにより、その影響は被告人や被害者家族にも裁判本来の目的である事実の解明という点から良い影響を与えていた。

このような観点から、より良い刑事裁判の実現のためには被害者が刑事裁判に参加することは、不可欠である。」

今でも、被害者の刑事裁判への参加・不参加は被害者の自由であるし、裁判の内容や結果は大差ないと考えられているようですが、前記の様に、これは間違ったように思います。事実の解明、被害者の名譽回復、公平で適切な刑事裁判及び判決には被害者の参加は、欠かせない条件です。このような観点から、被害者が参加・不参加を決める際に旅費の有無により決めることは避けるべきです。参加する被害者には原則として旅費を支給すべきです。

その際に、国選被害者参加弁護士制度とは異なる資力条件を適用し、交通費補償対象から外れる被害者は無いようにしたり、遠距離・近距離の区別は無く実費ベースとするとか、費用補償は交通費だけでなく、弁護士を委託しない場合の記録賃写費用を含むとともに検討すべきです。

被疑者・被告人国選の場合と根本的に異なるのは、参加対象事件の犯罪被害者の場合には、回復しがたい、重大な被害・損害を既に蒙っており、この上、公訴参加するために費用を負担しなければならないという事は、大きなハンディを背負った状態で、参加の権利行使する事になり、公平の観念に反すると言えるのではないかと思います。

以上から、被害者の刑事裁判参加は国民が望む司法制度の実現に不可欠な条件であり、是非とも旅費を国費で負担して、より実効のあるものにする必要があると考えます。

平成 22 年 6 月 22 日

6月24日会議の資料についての意見

小西聖子

1. 資料7 内閣府男女共同参画局 要望事項142に対する見解、および資料8 第3次男女共同参画基本計画の策定スケジュール、資料9 第1 損害回復、経済的支援等への取り組みに関する要望 14 15に対する男女共同参画会議基本問題計画専門調査会報告(案)に関して

これらの資料を見ると内閣府男女共同参画局は性暴力被害者のカウンセリング、医療費の助成等についてどのような支援を行おうとしているのか疑問を感じます。

資料8においては、性暴力、性犯罪という言葉が書き分けられており、性犯罪とは性暴力一般ではなく、警察に訴えのあった性犯罪の被害者を指すと考えられます。

資料9における要望14、17への回答および参考の報告を見ると、全体で述べられているのは、性犯罪被害者に対しては、警察庁においてカウンセリングを含めた様々な支援をより強化していくということだけです。(これについても具体的な支援の拡大方法についてどのような実態があり、どのような拡大が目指されるのかお答えください。)

そもそも性暴力被害について、犯罪被害者等支援と女性に対する暴力被害者支援で振り分けを行ったのは、性暴力被害者は、警察に訴えられない者の方が多數を占めており、特に家庭内、また知人からの性的虐待被害等は本質的に警察に訴えるということが困難であるからです。もちろん警察庁は、さらに被害者が二次被害なく告訴をしやすくする努力をする必要があります、警察に接触した被害者に対してより強力な支援をする必要がありますが、将来にわたって性暴力被害者の支援に関しては捜査機関のみの支援では十分ではなく、広く支援する方式が必要だからです。

この回答、報告はその様な振り分けにおける視点を無視しており、全体として危惧されたとおり二つの支援制度の間に性暴力被害者が落ちてしまう構造となっていると思います。

たとえばDV被害者支援に関しては、公的な事実認定とは関係なく、まずは配偶者暴力相談支援センター、警察等に相談が可能であり、その相談の上で必要な事例に関しては支援が行われており、また刑事案件に相当する暴力の被害者については刑事案件の被害者としての対処がなされています。性暴力被害に関してもこのような形式の支援が可能であるはずです。

また犯罪被害者等支援に関わる医療費の公費負担等が、捜査機関とのかかわりがある者に限られることは、当然のことであり、捜査機関とのかかわりがない者については対象となることは了承できます。が、そうであるなら、かかわりがない者についての支援を司法領域とは異なる視線で考えるべきであるのに、男女共同参画局における計画案がその対象を捨て去っていることには納得できません。

また資料7には、男女共同参画センターにおける性暴力に特化したカウンセリング相談の実施の促進についての要望に対する答えとして、「男女共同参画局としては、性暴力の被害者への支援は重要な課題であると認識しており、男女共同参画センターに対しては、各地域の実情に応じた主体的な取組の中で被害者支援の推進が図られるよう、都道府県等を通じて必要な情報提供に努めて」いきたいとありますが、積極性の感じられない回答です。もう一度男女共同参画と犯罪被害者等支援における性暴力被害者支援についての振り分けに関して、確認したいと思います。

下記概念図のように、警察庁には、性犯罪被害者等に関する医療およびカウンセリング給付を、内閣府男女共同参画局には、性的虐待を含む性暴力被害者に対する中長期的カウンセリングを含む、性暴力被害に特化した相談機関の設置を望みます。

2 資料9 第4 ワンストップセンターについて

第二次犯罪被害者等基本計画においてワンストップ支援センターの設置の促進がうたわれています。警察庁のモデル事業、大阪における民間病院による事業などが今年度から行われることは一步前進であると思います。また、そのほかの地域にも今後もこのような事業を構想、現実化する動きが現れています。これらの活動を促進するよう、マニュアルの作成に留まらず、経済的助成が得られるような制度を考える必要があります。また事業成果の検証も行えるようにする必要があります。

3. 資料12 要望10に関する法務省見解について

「カウンセラー等の同席なしでは代理人が犯罪被害者である被援助者と意思疎通を行うことが著しく困難であるというような事情が認められる事案」についてのカウンセラー等の経費が実費に当たる場合もあるとする方向性での検討はぜひ進めいただきたいと思います。私は実際にこのような事例を複数体験しているからです。また関係書類を読んだり作成したりする作業にも支援が必要な場合があります。

1. 弁護士との意思疎通をすることが過去の体験をフラッシュバックさせるため、弁護士と会えない被害者。2. 同様の理由で恐怖感が生じ、関係書類を読むことのできない被害者(このため、裁判所で定めた日程に沿って作業をすることが困難となる)等に対して、心理的な安定を図りながら、同行して面接を行ったり、被害者と一緒に書類を読んだりする作業を行なっています。このような作業を行うことは犯罪被害者の自信を回復させ、精神的回復にも役立つことが多く、もっと多くの関係者に知られてよい心理的技術であると考えています。実際の例をあげれば、DV被害者で夫に対して民事訴訟を起こした方の場合、当初は相手に対する怒りも恐怖も解離して感じられない状態であり、さらに自分の陳述書も相手の陳述書も聞くことができず、読むこともできない状況でしたが、10回程度のセッション(陳述書を読む練習も含む)を行うことによって、書類を読み、感情を表し、弁護士や裁判官に語ることができる状況となり、裁判でも原告の主張がほぼ認められました。

ただし、多くの臨床家はこのような状況で被害者の裁判進行の支援をすることについて経験はほとんどないと思います。その経費を算定し、援助の対象とすることと同時にこのような支援技法を臨床家に教育することも考えられると被害者支援に役立つと思います。

性暴力被害者、性犯罪被害者に関する支援の概念図

